

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名	認証評価申請年度	認証評価（本評価）時の認定	追評価時の認定
名城大学法科大学院	平成25年度	不適合	適合

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教育の内容・方法等	2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか（「連携法」第2条、「告示第53号」第5条）。	法令が定める法律基本科目（公法系7科目、民事法系20科目、刑事法系7科目）、法律実務基礎科目（7科目）、基礎法学・隣接科目（6科目）、展開・先端科目（23科目）が開設されている。	法令が定める法律基本科目（公法系8科目、民事法系22科目、刑事法系8科目）、法律実務基礎科目（7科目）、基礎法学・隣接科目（4科目）、展開・先端科目（23科目）が開設されている。
	2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか（「告示第53号」第5条第2項）。	課程修了の最低単位数のみを履修する法学未修者については、修了要件総単位数94単位数に占める法律基本科目の単位の比率が63.8～65.9%となる。	課程修了の最低単位数のみを履修する法学未修者については、修了要件総単位数96単位数に占める法律基本科目の単位の比率が64.6%となる。
	2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として3年、93単位数以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか（「専門職」第23条）。	法学未修者については、3年以上在学し、合計94単位数以上の単位を修得することを修了要件としている。	法学未修者については、3年以上在学し、合計96単位数以上の単位を修得することを修了要件としている。
	2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（36単位数を標準とする。）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第7条）。	履修科目として登録可能な単位数の上限は、法学未修者として3年で修業する場合は、1年次36単位、2年次36単位、3年次44単位とされている。	修了要件単位数の変更後においても、履修科目として登録可能な単位数の上限は、法学未修者として3年で修業する場合は、1年次36単位、2年次36単位、3年次44単位とされている。
	2-21 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準（1年、30単位数を上限とする。ただし、93単位数を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り30単位数を超えてみなすことができる。）に基づいて適切に設定されているか（「専門職」第25条）。	法学既修者の修了要件総単位数は、法学既修者として認定される28単位数を含めて94単位と定めている。	法学既修者の修了要件総単位数は、法学既修者として認定される28単位数を含めて96単位と定めている。

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教員組織	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準(最低必要専任教員12名、学生15人につき専任教員1名)を遵守しているか(「告示第53号」第1条第1項)。	専任教員は16名である。	専任教員は17名である。
	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか(「告示第53号」第1条第6項)。	教授11名、准教授5名であり、専任教員16名の半数以上が教授で構成されている。	教授12名、准教授5名であり、専任教員17名の半数以上が教授で構成されている。
	3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上は、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか(「告示第53号」第2条)。	専任教員17名のうち、実務家教員は7名である。	変更後においても、専任教員17名のうち、実務家教員は7名である。
	3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く。)が適切に配置されているか。その際、入学定員101～200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系(憲法、行政法に関する科目)4名、刑事法系(刑法、刑事訴訟法に関する科目)4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。	形式的には、憲法1名、行政法1名、民法6名、商法2名、民事訴訟法2名、刑法1名及び刑事訴訟法2名が配置されている。	形式的には、憲法1名、行政法1名、民法7名、商法2名、民事訴訟法2名、刑法1名及び刑事訴訟法2名が配置されている。
	3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	法律基本科目の98.6%(34科目中33科目)、基礎法学・隣接科目の33.3%(6科目中2科目)及び展開・先端科目の30.4%(23科目中7科目)に専任教員が配置されている。	法律基本科目の97.4%(38科目中37科目)、基礎法学・隣接科目の25.0%(4科目中1科目)及び展開・先端科目の34.8%(23科目中8科目)に専任教員が配置されている。